

福岡女子大学

目 次

I	認証評価結果	2-(17)-3
II	基準ごとの評価	2-(17)-4
	基準1 大学の目的	2-(17)-4
	基準2 教育研究組織	2-(17)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(17)-10
	基準4 学生の受入	2-(17)-14
	基準5 教育内容及び方法	2-(17)-17
	基準6 学習成果	2-(17)-29
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(17)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(17)-38
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(17)-41
	基準10 教育情報等の公表	2-(17)-46
<参 考>		2-(17)-49
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(17)-51
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(17)-52
iii	自己評価書等	2-(17)-54

I 認証評価結果

福岡女子大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教員報奨金規程を定め、教員個人業績評価の結果を、教員への報奨金や業績年俸に反映させている。
- 海外の高等学校関係者等へのヒアリングの結果に基づき、外国人留学生入試の選抜時期や科目について改善を図り、ベトナム、タイ、アメリカ等を含む多国籍の留学生が入学している。
- 平成 27 年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）テーマ IV（長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）」に採択され、長期学外学修のプログラムを強化し、学生の主体的な学びの体験と実践を通じて、実社会で女性リーダーとして活躍できる人材育成を展開している。
- 平成 26 年度に新築、竣工した現在の図書館の建物は明るく躍動感のある空間として、公益財団法人日本デザイン振興会グッドデザイン賞 2015 を受賞している。
- AA（アカデミック・アドバイザー）システムを構築し、面談週間を設けて学生一人一人と面談を実施して、学習指導を行い、学生からの相談に対応している。
- 交換留学（派遣及び受入）、海外語学研修、海外体験学習等に対して、日本学生支援機構奨学金（海外留学支援制度）を獲得して、派遣する学生（約 70%）へ支援を実施しているほか、日本学生支援機構からの支援がない学生には学内奨励金を交付し、希望した学生に対しては、全員に援助を行っている。
- 教職員学生協議会を設けており、学生自治会の代表者と大学の代表者が協議を行うほか、学生寮委員会などの 6 つの委員会等へ学生を参加させており、学生からの要望を運営に反映させている。
- 平成 25 年度に教職員の行動指針及び建学の精神等を記載したクレドカード（『U I（University Identity）マニュアル』）を作成し、教職員へ常時携行させている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 1 年次生に対しては全寮制を実施し、国際交流を深めたり、グループ学習を行うことができる学生寮（国際学友寮なでこ）が整備されており、今後、学生からの意見を反映させ、さらに多様性や利便性等が向上されることが期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 図書館の開館時間が短い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づいて、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」と定めている。

さらに、学則の目的に沿って、国際文理学部における人材育成の目的を学則第4条第3項に「学生の主体性を育て、文理を統合した諸分野の知識を習得させるとともに、多元的思考力及びグローバル社会とその課題に対する専門的能力を養成し、併せて国際性を涵養して、多文化共生と持続可能社会の実現に寄与できる女性の育成を目指す。」と定めるとともに、学科ごとの人材育成の目的も同条第4項に明記し、それぞれの特色を活かした人材育成を行っている。

この学則第1条及び第4条に定める目的を達成するため、そして「次代の女性リーダーを育成」することを建学の精神としていることから、平成26年4月1日に福岡女子大学教育憲章を定め、リーダーシップを発揮し次代を担う女性人材の育成を通して、地域社会、日本、世界の人々から支持される女子高等教育の実現に努めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第2条に「学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力等を養い、文化の進展に寄与すること」と定めている。これを踏まえて、大学院修士課程の目的は同第4条に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」と定められ、大学院博士後期課程の目的は同第5条に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」と定めている。

この大学院学則第2条、第4条及び第5条に定める目的を達成するため、人文社会科学研究科、人間環境科学研究科及び文学研究科では、それぞれの研究科において理念・目的等に関する法人規則を定め、さらに、各専攻の教育研究目的を明記している。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般

に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

平成 23 年 4 月に文学部と人間環境学部を統合して新設した国際文理学部は、国際教養学科、環境科学科、食・健康学科の 3 学科で構成されている。

各学科では、専門教育を重視しつつ、現代社会の諸問題を解決するためのグローバルな視野と、次代が求める教養を兼ね備えた女性リーダーの育成という理念を共有し、学則、学部の基本理念、学科の教育目標などに対応した教育研究活動を展開している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学部の理念に基づき、国際性及び文理統合教育における基盤的能力の養成を目指すことを目的として、教養教育を実施する学部共通教育機構を設置している。さらに、教養教育を全学的な教育活動として位置付け、学部共通教育機構の構成員は専任教員全員としている。また、教養教育に関する科目は、学部共通科目と称し、ファーストイヤー・ゼミ、学術英語プログラム、学術日本語プログラム、外国語科目、情報活用科目、日本文化理解科目、語学研修科目、体験学習科目、共通基盤科目及び健康スポーツ実習の 10 に区分して授業科目群を設定している。これら 10 の科目群を円滑かつ実質的に運営して効果的な教養教育を展開するため、学部共通教育機構に各科目群の運営責任者を置き、この運営責任者と各学科長等で構成される学部共通教育機構本部会議にて、教養教育における教育の改善や問題点の解決に関して審議している。

さらに、大学の教育目標で重視されている初年次教育（ファーストイヤー・ゼミ）、英語教育、女性リーダー育成、体験学習については、その充実・発展を図るために、学部共通教育機構本部会議とは別に運営部会等を設置し、それぞれの科目における教育内容の改善や問題点の解決に関する審議を集中的に行っている。

なお、教育の改善を図るために学部のカリキュラム変更（科目の新規開設など）が必要な場合は、各運営部会あるいは本部会議が議題を提案し、教務委員会及び教授会の審議を経て、最終的には教育研究協議会で決定している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、3研究科から構成されている。

- ・ 人文社会科学研究科（修士課程2専攻：言語文化専攻、社会科学専攻）
- ・ 人間環境科学研究科（修士課程1専攻：人間環境科学専攻）
- ・ 文学研究科（博士後期課程1専攻：英文学専攻）

平成28年度で文学研究科博士後期課程は募集を停止し、平成29年度に人間環境科学研究科博士後期課程（1専攻：人間環境科学専攻）及び人文社会科学研究科博士後期課程（2専攻：言語文化専攻、社会科学専攻）の設置が認可されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

5つの附属機関（教育・学習支援センター、地域連携センター、国際化推進センター、入試・広報・キャリア支援センター、学術情報センター）及び女性キャリア支援センターが設置されており、その設置目的はそれぞれの設置規則に明示されている。

例えば、教育・学習支援センターは、「福岡女子大学の理念に基づき、学部、大学院等との密接な連携のもと、学生の主体的な学習を支援し、時代や社会の変化に対応できる能力・資質をもった人材を育成することを目的」とし、「(1) 学生の主体的学習を支援するためのシステムの構築及び運営の支援、(2) 主体的学習支援のための体験学習の実施の支援、(3) 教育の質向上のためのFD活動の実施、(4) 学生のキャリア形成のための教育の支援」を行うことと定めている。これらの業務遂行を通して、次代が求める教養と知識を兼ね備えた女性リーダーの育成を目指すという、当該大学の教育研究目的を達成するための支援活動を行っている。また、学士課程、修士課程及び博士後期課程それぞれの教育研究の目的達成を支援する機関としての役割を強化するため、教育・学習支援センターでは初年次教育や専門教育の充実を図るための研究会を組織している。FD研究会、授業アンケート研究会、カリキュラム研究会、FYS（ファーストイヤー・ゼミ）研究会において、それぞれが課題解決や改善のための検討を行っている。

また、国際化推進センターでは、「学生及び職員（教員及び事務職員）の国際性を一層涵養し、福岡女子大学の国際化を推進すること」を目的とし、3部門（短期留学部門、日本語部門、国際連携等支援部門）を置き、「(1) 全学における国際化推進事業の企画・立案に関すること、(2) 学生の外国の大学等への留学、研修等の支援に関すること、(3) 留学生の受入れ及びその支援に関すること、(4) 外国からの留学生を対象とする短期受入プログラム等の企画・運営に関すること、(5) 外国語教育及び留学生の日本語教育の推進・支援に関すること、(6) 外国の大学との提携等に関すること、(7) 外国人教員に対する支援に関すること、(8) 専任教員と海外研究者との共同研究に対する支援に関すること、(9) 海外への就職支援及び留学生に対する国内への就職支援に関すること」を行うことと定めている。

附属機関及びセンターは、それぞれ設置目的に沿った活動を行い、教育研究目的達成の支援に努めてい

る。なお、各センターの教員スタッフは、センター長を含めすべて学部所属の教員が兼務する形となっている。事務スタッフに関しては、総従事者数が平成 22 年度の 15 人から平成 28 年度は 32 人に増加しており、中でもプロパー職員の採用が平成 23 年度より開始され、平成 28 年度では 10 人まで増加している。

また、美術ギャラリーを設けており、学内各所に美術品が配置され、学生が自然に美術と親しめる空間を提供している。

これらのことから、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る審議のための組織としては、教育研究協議会、国際文理学部教授会及び各大学院研究科教授会を置いている。

教育研究協議会は、学長及び学部長のほか、副学長、事務局長、管理職のセンター長、研究科長等によって構成し、中期計画及び年度計画に関する事項、学則その他重要な規則の制定及び改廃、教育課程の編成方針、教育研究の自己点検・評価について審議している。年 6 回程度開催し、平成 27 年度は 5 回開催している。

国際文理学部教授会は、教授、准教授及び講師を含む専任教員から構成され、学生の入学・卒業等その他学生の在籍に関する事項、学位授与に関する事項、教育課程編成に関する事項、学長から諮問を受けた教員の採用・昇任に係る選考、学部運営に関する重要事項等について審議している。平成 27 年度は 19 回開催している。学部教授会の機動性を高め、決定事項等を十全に遂行するため、3 学科それぞれが学科会議を月 1 回程度開催し、さらに学部長と各学科長とで構成される学部運営会議を開き、平成 27 年度は 13 回開催している。

各大学院研究科教授会は、それぞれの研究科に属する教授、准教授及び講師から構成され、学生の入学・課程修了等その他学生の在籍に関する事項、学位授与に関する事項、教育課程編成に関する事項、学則・教育研究に関する学内諸規程の制定及び改廃に関する事項等について審議している。月 1 回程度開催され、平成 27 年度は、人文社会科学研究科教授会を 12 回、人間環境科学研究科教授会を 11 回、文学研究科教授会を 7 回開催している。

関連する機構、委員会等の代表から構成される教務委員会が、教育課程や教育方法等について月 1 回程度の開催によって、学部及び大学院のカリキュラムの実行・評価・改善に関する事項、学部及び大学院の授業時間割の調整に関する事項、学長及び学部長から付託された事項、その他教務に関する必要な事項について審議している。平成 27 年度は、AP（大学教育再生加速プログラム）への申請、4 学期制の検討、厳格な成績評価及び GPA（Grade Point Average）評価の改善、副専攻プログラムの追加、平成 29 年度からのカリキュラム改編の基本方針、日本語教員養成プログラムの認定、学修ポートフォリオの導入等を審議している。このうち、カリキュラム編成や授業アンケートの改善等については、教育・学習支援センターに設けられているカリキュラム研究会及び授業アンケート研究会と連携をとり、実施している。このほか、全学的組織として設置している教職課程については、教職課程部会が教育課程や教育方法等について検討を行っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 美術ギャラリーを設け、学内各所に美術品が配置されており、学生が自然に美術と親しめる空間を提供している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、国際教養学科、環境科学科、食・健康学科の3学科、学部共通教育機構及び国際化推進センターのいずれかに所属し、学士課程の教育を担当している。また、教員の一部は、大学院課程の教育を担当している。

各学科には学科長、学部共通教育機構には機構長を置き、教育研究に係る責任を担っている。学部全体の教育研究に係る責任は学部長が負っている。また、大学院の各研究科に研究科長を置き、各専攻に専攻長を置いて、教育研究に係る責任を担っている。これらの連携体制としては、学部長と各学科長からなる学部運営会議や、副学長、事務局長及び各組織の長等からなる大学連絡協議会を通して、総合的に協議・調整し意思疎通を図っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準で必要とされている教員数を確保している。

- ・ 国際文理学部：専任68人（うち教授31人）、非常勤49人
- ・ 学部共通教育機構：専任14人（うち教授2人）、非常勤53人

各学科においては、その専門性に応じた教育活動を展開しており、そのために必要な教員数は、十分に確保している。

教育上主要と認める授業科目とは、学部共通科目のファーストイヤー・ゼミ、学術言語プログラム、情報活用科目、並びに学科科目の学科基本科目、専門科目、卒業研究である。これらの科目には、必修科目が配置され、専任の教授又は准教授が担当している割合は、学科科目については、90.3%である。教養教育(学部共通科目)においては、ファーストイヤー・ゼミは93.8%である。学術言語プログラムでは4.2%、情報活用科目においては16.7%であるがこれらの科目の編成・実施の責任は、専任の教授又は准教授が担っている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学部研究科：研究指導教員 24 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 人間環境科学研究科：研究指導教員 15 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 14 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 4 人（うち教授 3 人）、研究指導補助教員 1 人

各専門領域においては、その専門性に応じた教育活動を展開しており、そのために必要な教員数も十分に確保している。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員人事委員会は、全学的な視点に立った適正な教員の人事を行うことを目的として設置され、教員の人事の方針、配置、採用及び昇任に関する事項等を審議しているが、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための措置を講じる機関としても機能している。

平成 18 年 4 月の公立大学法人への移行時に任期制を導入している。教員の任期は 5 年とし、再任することができる。さらに、大学の運営における特段の事情に対応するため、特任教授規程、大学院特任教授規程、特命教授規程を定めて運用している。

年齢別構成については、45 歳以上 55 歳未満の層をピークとした山型分布になっている。なお、定年は 65 歳であるが、65 歳以上の教授が 5 人在籍しているのは、大学院研究科修士課程の完成年度を平成 28 年度に迎えるまでの特別措置によるものである。また、各学科等における女性教員の比率は 32.4～64.3%にわたり、平均は 42.2%であり、教授・准教授に占める女性教員の比率は、30.8%である。

外国人教員数については、前回の認証評価時の 5 人から 15 人と増え、3 倍に増加している。法人として、女性の教授・准教授の目標を 35%、外国人教員の目標を 20%と考えているが、現状はそれぞれ 31%と 17%である。

教職員に必要な知識、技能等を習得させ、能力、資質等を向上させることを目的として、長期にわたる研修が可能となる教員長期研修制度を設けている。教員が国外又は国内において、長期にわたり専門の学術に関し、研究・調査及び情報・資料収集を行う場合は、予算の範囲内において研修に要する旅費を支給している。

教育・研究・大学運営を牽引する女性研究者の育成（上位職の女性研究者の増加）を目的として、平成 25 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業」に採択され、平成 26～28 年度の 3 年間は女性の教員を対象として短期海外派遣研修を実施している。

さらに、学術研究費を大学の活動の観点から効果的に用いるために、研究費の一部を競争的資金として運用している。また、平成 27 年度より 5 年間は、大学が有する「なでしこ基金」より 200 万円を学術研究費予算に加えている。

また、平成21年度より教員表彰制度を設けており、「特に重要な職務に関し、抜群の努力を致し成績顕著な場合」等で「他の模範とすることができると認められるときは、理事長がこれを表彰する。」ことが、職員表彰規程第3条に定められており、毎年数人が表彰を受けている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用については、教員人事委員会（平成25年に設立）が、拡大役員会で承認された将来構想を踏まえて人事採用方針を決定し、採用しようとする教員が属する学部の教授会に対し、適当な期間を定めて採用方針に適合する採用候補者複数人及び当該候補者に係る必要な事項を報告するよう求めている。

なお、採用の際の職位の決定については、教員資格基準に関する規程において採用時の職位ごとに教員資格を定めている。

昇格基準（昇任基準）については、教員の採用基準を定めた教員の採用に関する規程第11条において「昇任について、これを準用する」と定めている。

なお、採用及び昇任人事は、同第5条第3項の定めに従って原則として公募により実施している。ただし、昇任に関しては、教員の昇任に関する取扱内規に基づき昇任選考に係る学科推薦基準を設け、弾力的な運用に備えている。

学士課程及び大学院課程における教員の指導能力の評価については、大学設置基準と同じように教員資格基準に関する規程に「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。」ことを明記し、これに基づいて採用及び昇任の選考を行っている。選考の方法は、教員選考に関する要綱において教員選考委員会を設置することを定め、教育研究に係る主な実績を審査するとともに、原則として面接及び模擬授業を課して評価している。平成24～27年度に実施した教員選考については、すべての教員選考で面接を課しており、毎年度4～5件の教員選考で模擬授業を課している。加えて、大学院課程においては、教員の授業科目担当の妥当性や研究指導能力の評価等を各大学院研究科教授会で審議している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、教員個人業績評価規程を定め、「教育等の諸活動の一層の向上を図り、もって法人の理念の実現を図ること」を目的として、毎年、個人業績評価委員会による評価を実施している。年度ごとに教員個人業績評価実施要領を定め、教員個人が「教育（授業、授業以外の教育活動）」及び「教育以外の活動（研究、社会貢献、管理運営等）」の2分野について目標・計画を立てたうえで、自己の活動を「個人業績評価基準票」にまとめ、点検・評価している。また、平成27年度からは、中期計画・年度計画の達成に向けた活動状況等を評価する「活動報告書」の提出を求めており、実際に全員が提出している。

個人業績評価基準票等に基づき、一次評価、二次評価、学長による評価を経て、5段階（S、A、B、C、D）の総合評価が決定し、その結果を教員個人に通知し、D（問題があり改善を要する）と評価された教員に対しては、学部長が活動の改善について指導及び助言を行っている。加えてD又はC（やや問題があ

り改善の余地がある)と評価された教員は、所定の期日までに学部長に「活動改善計画書」を提出することとしており、実際に提出が行われている。

教員個人業績評価の結果は、教員報奨金規程に従って、教員への報奨金又は業績年俸(勤勉手当相当額)に反映させている。その際、報奨金等の総額は、評価区分ごとの加算率を明文化して定め、理事長が決定した率を勤勉手当基礎額に乗じて支給している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動の展開に必要な事務職員等の教育支援者については、学部全体(学部共通教育機構、国際教養学科、環境科学科、食・健康学科)を包括する形で38人配置している。事務職員の配置については、学務部(5班に31人)及び女性キャリア支援センターの事務部局等に分かれている。図書館は、学術情報センターが所管し、司書資格を有する4人(嘱託職員1人及び業務委託職員3人)が業務を行っている。環境科学科及び食・健康学科では、実験及び実習を補助する助手(延べ28人)及びTA(延べ7人)を配置している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教員報奨金規程を定め、教員個人業績評価の結果を、教員への報奨金や業績年俸に反映させている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学及び大学院の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、教育憲章（教育理念）及び教育の目的に沿って学部・学科及び研究科・専攻ごとに策定している。

例えば、国際文理学部の学部・学科においては、次のように定めている。

「国際文理学部では、その教育理念のもと、地域社会や国際社会への貢献という高い志と、何事にも挑戦する意欲、基本的な学力を有した優秀な学生を求めています。

国際教養学科では、日本、東アジア、欧米の言語や歴史、文化をはじめ、政治や法律、経済を含む国際関係全般に興味を持ち、国際的にも活躍する高い意識と強い意欲を持った学生を求めます。

環境科学科では、環境と調和する世界の実現に関心を持ち、社会システムや、地域や国の在り方、あるいは市民生活と環境との関係について科学的に学ぶ意欲を持った学生を求めます。

食・健康学科では、現代の市民生活における健康を、栄養の視点や、食の供給や安全についての国際的視点から捉え、科学的に学ぶ意欲を持った学生を求めます。」

また、各研究科・専攻についても、同様に定められている。

なお、学部・研究科等の入学者受入方針については、求める学生像は示されているものの、入学者選抜の基本方針は示されていない。しかしながら、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行っている。

これらのことから、入学者受入方針は平成28年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成29年度から改定することを確認している。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に沿った学生の受入を図るため、大学及び大学院において多様な選抜を実施している。

学士課程（1年次入学）においては、一般選抜（個別学力検査前期日程及び後期日程）、アドミッション・オフィス入試（以下「AO入試」という。）、高等学校等の長の推薦に基づく選抜、外国人留学生のための選抜（A日程、B日程及びC日程）、帰国生のための特別選抜及び社会人のための特別選抜を実施している。

最も募集人員の多い一般選抜においては、大学入試センター試験及び個別学力検査を課し、中等教育における学習の達成度及び各学部が求める基礎的な学力を測っている。推薦に基づく選抜では、総入学定員の20%の募集人員を充て、調査書における一定基準の評定平均値（4.0以上）を出願条件とし、高等学校等の長の推薦に基づき、実施する学科の特性に応じて志望理由書を求め、面接及び大学入試センター試験

成績により総合判定している。外国の学校卒業者を対象とした外国人留学生と帰国生のための特別選抜では、記述式試験による基礎的学力による判定にとどまらず、面接等も実施してコミュニケーション能力や志望する学問分野に対する関心・熱意及び素養等についてきめ細かく質問し、総合的に判定している。社会人のための特別選抜においても、同様の考えに基づき総合的な判定を行っている。また、平成28年度からは、外国人留学生に対して、一部、秋入学の入試制度を実施することとしている。以上の選抜方法のいずれにおいても、国際文理学部の各学科における入学者受入方針に共通する「国際的」な視点から学生の受入を図るため、英語能力を重視した選抜を行っている。

大学院修士課程においては、一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生選抜を実施している。いずれの選抜区分においても、筆記試験及び面接を課し、研究志望調書の提出を求め、さらに専攻分野によっては卒業論文又はこれに代わるものを加えて、総合的に基礎的能力及び研究素養の判定を行っている。また、人間環境科学研究科においては自己推薦選抜を実施することにより、多様な方面からその能力を判定している。

大学院博士後期課程においては、一般選抜及び社会人特別選抜を実施している。いずれの選抜区分においても、まず修士課程の成績及び修士論文についての書類選考を行った上で、専攻分野に関する論文形式の筆記試験及び口頭試問を課している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制は、学長を長とする入学試験審議会（学長、副学長、学部長、各研究科長及び事務局長で構成）の下に、学部入学試験委員会、アドミッション・オフィス及び各大学院研究科の入学試験委員会が置かれている。

入学者選抜要項は、教授会等の検討を経て、入学試験審議会において決定している。学部における選抜（一般選抜、推薦選抜、外国人留学生選抜、帰国生特別選抜、社会人特別選抜）においては、出題採点者の選考、作問から校正及び問題印刷の管理、試験実施前点検、試験当日の試験実施本部運営に至るまで、学部入学試験委員会が掌握している。そのほか、大学入試センター試験実施事項についても、学部入学試験委員会が直接に企画・運営している。AO入試については、アドミッション・オフィスが企画・運営を行い、グループディスカッション及び面接に関しても必要な公正性が担保されている。大学院における選抜（一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生選抜）においては、出題者の決定から選抜試験の実施に至るまで、各大学院研究科教授会等の検討を経て、各大学院研究科入学試験委員会が行っている。

採点に際しては、採点者が受験生個人を特定できないよう配慮を行っている。合格者判定については、厳格な成績集計確認を経た後に、学部入学試験委員会及び各大学院研究科入学試験委員会による判定資料のチェックを行い、学部教授会及び各大学院研究科教授会における議を経て、入学試験審議会において最終的に合格者の決定を行っている。

なお、情報公開の観点から、出願区分ごとに入学者選抜実施状況をウェブサイトや大学案内等で公開している。さらに、希望者には入試成績（大学入試センター試験の合計点及び科目別個別学力検査得点）を開示している。平成23～27年度までの開示件数は、簡易開示が107～148件である。このほか、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第13条第1項の規定に基づく個人情報開示請求も受け付けており、平成25年度の1件を除いて例年5件程度の請求に応じている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

年間の各種入学者選抜終了後、学部入学試験委員会、各大学院研究科入学試験委員会及びアドミッション・オフィスが、選抜経過その他において改善が必要と思われる課題を入学試験審議会に報告し、当該審議会及び各部局における検討材料としている。学部教授会及び各大学院研究科教授会で、具体的な検討を行い入学者選抜の見直しや改善につなげている。また、平成23年度の新学部入試において大きく入試制度を変更したため、平成25年度に追跡調査ワーキング・グループを立ち上げ、平成23年度及び平成24年度入学者に関して、GPA平均値やTOEFLテスト平均点の試験区分ごとの比較検討を行っている。この検証結果を基に、平成28年度入試において、AO入試の導入、選抜方法の変更、募集人員の変更等の大きな入試改革を行っている。このほか、毎年新入生アンケートを実施し、入学者受入方針に沿った学生が実際に入学しているかどうかの確認を行っている。

また、留学生入試においては、海外の高等学校関係者等へのヒアリングの結果に基づき、選抜時期や科目について改善を図り、ベトナム、タイ、アメリカ等を含む多国籍の学生が入学するようになっている。平成28年度入試については、募集人数20人のところ、51人が出願している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成24～28年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成27年4月に設置された人文社会科学研究科（修士課程）及び人間環境科学研究科（修士課程）については、平成27～28年度の2年分。）

〔学士課程〕

- ・ 国際文理学部：1.03倍

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：1.06倍
- ・ 人間環境科学研究科：0.91倍

文学研究科（博士後期課程）については、平成28年度に募集を停止している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 海外の高等学校関係者等へのヒアリングの結果に基づき、外国人留学生入試の選抜時期や科目について改善を図り、ベトナム、タイ、アメリカ等を含む多国籍の留学生が入学している。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

国際文理学部における教育の目的は、学則第4条第3項に定められ、さらに、学科ごとの人材育成の目的が学則第4条第4項に具体的に定められている。そして、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するための教育課程として、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められている。

国際文理学部では、次のように定めている。

「次の方針に沿ってカリキュラム（教育課程）を編成する。

- (1) 大学で自ら学問するのに不可欠な基礎能力及び国際性と多元性を備えた思考力を涵養するため、学部共通科目を設ける。学部共通科目は、ファーストイヤー・ゼミ、学術言語プログラム、外国語科目、情報活用科目、日本文化理解科目、及び共通基盤科目から構成される。
- (2) 各学科に共通する国際、環境、健康の知識を習得させ、各学科の学びを有機的に関連づけるため、学部共通専門科目を設ける。
- (3) 各学科の専門領域を体系的に学ばせるため、学科科目を設ける。学科科目は、学科基本科目、専門科目、及び卒業研究から構成される。
- (4) 学生が自らの興味・関心をさらに発展させるため、自身の所属以外の学科科目を含めて、いずれの科目群からも履修登録のできる自由選択科目を設ける。自由選択科目の所定の修得単位は、卒業要件単位として認定する。
- (5) 大学で学問する上で必要な言語運用能力を習得させるため、外国語教育を重層的に展開する。学術言語プログラムでは、日本人学生を対象とした学術英語プログラムと、留学生を対象とした学術日本語プログラムを設ける。また、外国語の運用能力をさらに向上させ、専門分野につながる上級

科目としてアドバンスト・イングリッシュ、中国語演習、韓国語演習を設ける。異文化理解を深め、外国語コミュニケーション能力の向上を図るため、外国語科目及び語学研修科目を設ける。

(6) 女性が幅広い教養と専門的能力を備えて国内外で活躍できる基礎をつくるため、文化的・ジェンダー的視点に立つ教育を展開する。日本人学生にはアイデンティティの確立、留学生には異文化理解を目的とした日本文化理解科目を設ける。また、女性が社会のあらゆる分野で個性を発揮し役割を遂行する重要性の理解促進を目的とした男女共同参画関連科目を設ける。

(7) 文理統合教育を通して多面的かつ統合的な理解力を育成するため、副専攻の制度を設ける。

(8) 学生の学習成果の集大成として、在学中に身に付けた知識やスキルを統合させるため、卒業研究演習及び卒業論文からなる卒業研究を設ける。

(9) 大学の学士課程教育で育成すべき資質・能力を福岡女子大学学士力と定め、学生の主体的学習の支援システムを構築する。各授業で重視する基礎力をシラバスに明示するとともに、学生が自らの学習成果の達成状況を点検・整理した学習ポートフォリオを作成させる。」

なお、国際文理学部の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針との一体性・整合性については不十分である。しかしながら、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行っている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針は平成28年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成29年度から改定することを確認している。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学部共通科目、学部共通専門科目、各学科の専門科目が教育課程の編成・実施方針に従って設置されている。また、その教育課程の実施に当たっては、学則及び履修規程において履修要件を設定し、教育水準の確保を図っている。

国際教養学科は、世界に通用する教養を身に付け国際舞台で活躍できる女性の育成を目的として、5履修コースで構成され、環境科学科は、地球規模で環境問題について考え、環境と調和した社会づくりに貢献できる女性の育成を目的として4履修コースで構成され、さらに食・健康学科は、食と健康に関する知識を身に付け、国際的な視点で食や健康問題の解決に貢献できる女性の育成を目的として管理栄養士養成課程を設置している。

卒業要件は、学則及び履修規程において、大学設置基準に従って修得単位数を124単位以上と定め、さらに、必修科目と選択科目を設けて各科目群に必要な単位修得条件を設定するとともに、授与される学位の水準が満たされるように、学科の専門に関する科目での修得単位数が124単位の4～5割以上となるように設定している。また、文理統合教育を通して専門分野に偏らない幅広い学習を推進して多面的かつ統合的な理解力を育成するために、124単位の中に自由に選択できる科目の単位数（1～2割）を確保するとともに、副専攻プログラムを設定して、所属する学科以外の分野の専門的知識を習得できるようにしている。平成27年度に認定した副専攻プログラムの履修者数は12人であり、また、卒業生への副専攻認定証書の授与数は6人である。

以上のように、教育課程の編成・実施方針に準じたカリキュラムが編成され、さらに、共通教育から専門教育への教育課程の基本的編成だけでなく、学術的スキルの向上からキャリアの育成の実現に向けた教育課程の編成にも配慮した体系的なカリキュラムを編成している。また、女子大学という特性を踏まえて、ジェンダー的視点に立つ教育を展開するため、それぞれの科目区分においてジェンダー関連の科目を設け

ている。

さらに、福岡女子大学基礎力（学士力）の育成の観点から、どのような能力が育成されるかを科目ごとに明記して、履修の中で学士力が達成できるようにしている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて、国際教養、環境科学、食健康学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズについて、講義等ごとに実施する学期末の授業アンケートだけでなく、年1回開催される教職員学生協議会や全学生に対する学生意識調査（毎年、1～3年次生は7月、4年次生は卒業前に実施）によっても学生の要望・意見が聴取され、授業内容の改善、カリキュラム編成や時間割作成に反映している。さらに、単位互換可能な交換留学に関しても学生の多様な希望に応えられるように、アジア・オセアニアやヨーロッパ地域の大学との提携等を進めており、留学する学生数に関しても、平成23年度（16人）と比較すると平成27年度（32人）は2倍に増加している。

学術の発展状況等を踏まえた教育内容の見直しに関しては、学部共通科目や専門科目において、新しい研究手法や学問の進展に寄与した研究・調査結果を授業内容に反映している。卒業論文のテーマとしては、「接続詞「そのうえ」の研究—分析と教え方の提案—」、「地域自然資源の利用促進における農山村移住者の役割—大分県竹田市と佐賀県武雄市を事例に—」等といったものが挙げられる。

社会からの要請に関しては、コミュニケーション力、主体性・自律性、論理的思考力が備わった人材育成という要請に対応するために、学生を2～4週間程度海外に派遣する様々なプログラムの総称であるLMP120（Looking for Myself Project 120）が実施され、学生が自分の将来と国際社会の関わりを意識した学びを促している。平成27年度には129人が参加している。さらに、平成27年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）テーマIV（長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）」）に採択され、長期学外学修のプログラムを強化し、学生の主体的な学びの体験と実践を通じて、実社会で女性リーダーとして活躍できる人材育成を展開している。平成27年度は準備段階として、可能な長期学外学修プログラムを実施し、7人が参加している。その結果、交換留学の学生と合わせて、平成27年度は39人の学生が海外（12か国15校）において、1か月以上にわたる長期学外学修を実施している。

また、文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の支援を受け、平成26年度に1人が台湾へ留学している。

国際文理学部各学科は、グローバル化時代に求められる基盤的・実践的な能力を養成するため、外部試験による英語能力の達成目標を設定している。達成目標に到達していないものの、外部試験対策講座の実施、e-learning教材を取り入れるなどの取組を行っている。

授業科目に関しても、キャリア育成に関するいくつかのインターンシッププログラムや体験学習の科目を学部共通専門科目に追加している。キャリア育成に関する授業科目である「女性リーダー育成論」・「女性リーダー育成実習」については、平成25～28年度の平均で、それぞれ34人前後、11人前後が受講している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

教育の目的として、専門的知識の教授だけでなく、文理を統合した諸分野の知識を習得、多元的思考力の養成及び実践的能力の養成も掲げており、講義等で学んだ知識・理論・手法が、実践的能力として発揮できるように、講読、演習、実験、実習等を通して、それぞれの科目区分において学習指導が行われている。

学部共通科目の区分においては、共通基盤科目、日本文化理解科目が講義科目として、ファーストイヤー・ゼミ、学術言語プログラム、外国語科目、情報活用科目が演習科目として、語学研修科目、体験学習科目、健康スポーツ実習が実習科目として位置付けられている。学部共通科目では、語学等の学術スキル向上や体験的な学習による社会性の育成も重要な部分であり、演習・実習科目の割合が6割程度と多くなっている。さらに、ファーストイヤー・ゼミ及び学術言語プログラムでは、少人数教育（1クラス 15人程度）による指導を実施し、それぞれの学生個人のレベルに沿った教育を行っている。また、学術言語プログラムでは、その教育効果を上げる目的で、入学時にAEP（Academic English Program）プレースメント・テスト（TOEFL試験）を実施して、その結果を基に英語能力によるクラス分けを行っている。

学科専門科目においては、講義科目以外に、国際教養学科では文献講読・演習・実習科目、環境科学科及び食・健康学科では演習・実習・実験科目を設定して、学習指導を実施している。講義科目以外の科目数は各学科とも3～4割あり、講義以外の形態による教育も展開されている。また、科目履修の際には、関連している講義科目の履修を、学生便覧あるいはシラバスに履修条件として（科目によっては単位認定条件として）明記して、系統的な指導が実施できるようにしている。

学習指導に関しては、助教、助手あるいは大学院学生のTAを配置している。また、対話・討論型の授業、グループ学習による授業、LL教室での授業、情報演習室での授業のほか、学術英語プログラムでは、e-learningを活用した授業の自己学習を実施し、そのほか、インターネット上のコンテンツを活用した授業も実施されている。特に、導入教育のファーストイヤー・ゼミにおいては、各学期の初めに運営会議を開き、昨年度実施したゼミにおいて採用した新しい授業方法や、教務システムの学修ポートフォリオの活用法等について情報交換を行い、その学期の授業方法の向上に役立てている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。

また、前期、後期とも、5～6回の補講日を土曜日に学年暦で設定して、休講等となった講義の補講を確実に実施している。さらに、前期と後期の15週以外の期間に、定期試験（各1週間）、追試験や再試験、夏季・春季の集中講義、新入生・上級生オリエンテーションや新入生の英語能力（AEPプレースメント・テスト）（4月の第1週目）、卒業研究発表会（2月中旬）等を実施している。

1単位45時間の学習時間の確保については、学生便覧に掲載してオリエンテーション等で学生に周知を図るとともに、CAP制度を導入して、年間45単位以内の履修制限を課すことにより、学生が各受講科目の学習時間を確保できるように配慮している。

シラバスでは、成績の評価基準を明示しているが、その中で、小テストやレポートなどの自主学習の課

題等も評価の一部として設定されているほか、授業計画に授業時間外の学習内容（予習や復習）も必要に応じて明示されている。さらに、参考書や教員への質問方法等も明記して、必要に応じて学生の自主学習を支援する体制を整えている。しかしながら、学生に対して平成27年度に実施した学習時間の調査では、1日の平均学習時間は1～2時間の学生が多く、また、定期試験のための学習時間（1科目当たり）に関しても、学生の5%程度は20時間以上の学習を行っているが、多くの学生は10時間以下である。学生寮におけるノーアルバイトデイの設置、各講義科目で課題を課すように教務委員会から教員への依頼、科目によっては中間テストや小テストの実施等により、授業外自学習時間の確保に向けた取組を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育・学習支援センターにおいて、教育課程の編成の趣旨に沿ったシラバスの記載項目について検討してシラバスの標準フォーマットを作成し、その記載方法については、全学的に説明会（FD研修会）を実施するとともに、指針（シラバスの作成要領）を配布して、各教員が適切なシラバスを作成できるようにしている。各教員のシラバスの作成状況については、教育・学習支援センターにて内容が確認され、問題箇所については内容の追加・修正を依頼して、記載内容の改善・充実を図っている。その結果、問題箇所のある科目のうち、平成28年度の前期に開講される科目については、すべて改善が図られている。

シラバスには、授業がどのような目的と計画で実施され、その成績評価がいかに行われるかだけでなく、教員への連絡方法（オフィスアワーやメールアドレス等）やこの授業で高められる基礎的な能力（学士力）が明示されている。シラバスの記載項目は、「授業の概要、授業計画、身につく基礎力、学習相談・助言体制、教員への連絡方法、授業のねらい（学生の到達目標、キャリアやジェンダーの視点など）、履修条件、テキスト・参考書、この授業の特色、成績評価方法、この授業で重視する福岡女子大学基礎力（学士力）」である。

学生に対するシラバスの提示については、インターネットですべての科目を検索閲覧できるようにしている。シラバスの活用やその記載内容については、学期末の授業評価アンケート及び学生意識調査において、履修者（学生）に対して調査している。その結果、90%以上の学生が「シラバスが授業選択に役立ったことがある」と答えるなど、多くの学生が授業を受講するに当たって、シラバスを活用している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生に対して学習を支援するため、数学及び理科の補習授業を実施している。

数学及び理科の学力が不足している学生及び高等学校で理系科目の履修が不十分だった学生を主な対象として、1年次前期の放課後の18時から19時30分に補習を実施している。理科科目については、入学時の最初の授業（基礎物理学、基礎化学、基礎生命科学）で受講学生に対して基礎学力テストを実施して、その点数が特に低い学生については補習を受講するように指示している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程における学位授与に関し、必要な事項を学位規程に定めるとともに、教育の目的に対応して、学部における学位授与方針を策定している。

国際文理学部では、「専攻分野における知識を体系的に理解するとともに、あらゆる生活場面で必要となる汎用的技能や望ましい態度・志向性を備え、それらを総合的に活用して自らが立てる新たな課題を解決できる能力を身に付けていること」として、学生自らが各専門分野における専門的知識の体系化と課題の解決能力（福岡女子大学基礎力（学士力））を習得することを学位授与の基準としている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、学部履修規程において、100 点満点の評点に基づき、S（90 点以上）、A（80 点以上 90 点未満）、B（70 点以上 80 点未満）、C（60 点以上 70 点未満）、D（60 点未満）の評価を行って、C以上の成績を収めた者に履修単位を認めるよう定めている。各教員の評価内容（評点の割合等）については、シラバスに記載し、学生へ提示している。また、平成 28 年度からは、S、A、B、Cの評価割合の指針を決定し、教員に提示している。科目ごとの評点は、種々の観点の評価を総合して行うため、各科目の評価方針がシラバスに明記されている。

また、S～Dの評価基準については学生便覧にも掲載され、入学時の新入生オリエンテーションや新年度の4月に実施する上級生オリエンテーション等で学生に周知を図っている。新入生に対して、7月に実施したアンケート（学生意識調査）では、7割以上の学生が成績評価の基準について「知っている」「大体知っている」と回答している。さらに、学生の総合的な成績評価に関しては、複数教員で担当する科目（オムニバス形式）等も含め、GPA評価を導入して学習指導、履修コース分け、授業料免除者の選考等で活用するとともに、学生が学科の学年平均とともに教務システム（学生個人の学修ポートフォリオ）でGPAを確認できるようにしている。

4年次の卒業研究に関しては、学生が卒業研究に集中して取り組めるように、卒業研究（卒業研究演習と卒業論文）の履修条件が決められており、3年次が終了した段階で条件に満たない学生は卒業研究が履修できないこととなっている。さらに、卒業論文の審査（単位認定）に当たっては、各学科で審査方法及び基準がそれぞれ設けられており、すべての学科で複数の教員による審査が実施されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性を確認するために、シラバスに記載されている科目ごとの成績の評価方針を教育・学習支援センターが点検している。

評価結果については、教務委員会で成績評価の分布を確認している。平成 27 年度の確認では、ファーストイヤー・ゼミ、学術言語プログラム、外国語科目等の演習科目群を除く科目群ごとの平均値を比較した場合、一部評価区分の割合がほかと大きく異なっている科目が見られているものの、評価区分の分布は科目群ごとにほぼ一定である。また、成績評価に関する学生意識調査の結果では、一部の科目について、成績評価の方法、評価が「不適切なものがあつた」と答えている学生がいるものの、「適切であつた」「概ね適切であつた」とする学生が 80%を超えている。

成績評価等の正確性及び厳格性を担保するため、成績発表があつた日から 2 週間以内を「成績評価の疑義申し立て」期間として、成績評価に対して疑義がある学生は成績疑義照会届を教務企画班に提出することとしており、実際に提出があつたことが確認されている。この照会は、教務企画班で受け付けた後、科目担当教員に連絡し、学生の疑義に対する回答を得て、それを学生に連絡して最終的に学生の納得を得ている。一部の教員は、採点した中間試験、定期試験及びレポート等にコメントを付けて学生に返却している。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に従って、卒業に必要な所定の単位数及び卒業研究における卒業論文審査に関係した評価方法が、履修規程において定められている。その基準は、学生便覧の履習の手引き等にも記載するとともに、入学時や新年度時の上級生オリエンテーション等で学生に周知を図っている。

卒業単位認定では、学則及び学部履修規程に定める各授業科目区分の単位数を修得したのものについて、学部教授会（卒業判定会議）の議を経て卒業の資格が判定され、学長により卒業が認定されている。

さらに、学位授与方針に準じた学士力の習得に関しては、教務システムの中の学修ポートフォリオで、その到達度を学生が自己評価している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院の各研究科においては、教育の理念・目的、入学者受入方針及び学位授与方針に基づき、それに対応する教育課程の編成・実施方針を策定している。各研究科で専門性を高める教育を実施するために、専攻あるいは専門領域を置き、研究倫理観の育成、国際性の育成、専門的なキャリア育成、専門的知識と技術の育成及び研究能力の育成を目指す教育課程の方針が示されている。

例えば人文社会科学研究科においては、次のように定めている。

「次の方針に沿ってカリキュラム（教育課程）を編成する。

(1) 研究の倫理観をもって学生が自らの研究を国際的な広い視野から発想・展開し、独創的な研究を

行う能力の基盤を育成するために、専攻横断的な共通科目を設ける。

- (2) 国外の連携機関との教育研究交流や海外での調査活動を通して、学生に社会との密接なつながりをもつ研究への視点を与えるため、国際研究活動の機会を設ける。
- (3) 学生が自らの研究テーマに沿って系統的な履修を行い、研究実施能力、研究の妥当性に対する判断力、文献調査能力等を育成するため、専門科目を設ける。
- (4) 専門性の確保と学際的な学びを両立させ、深みと広がりをもった研究能力を育成するため、修士特別研究を設ける。」

他の研究科においても同様に定められている。

なお、各研究科の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針との一体性・整合性については、不十分である。しかしながら、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行っている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針は平成 28 年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成 29 年度から改定することを確認している。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程の編成は、研究科ごとのそれぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいて、研究科に共通な科目（研究の倫理や学際的分野の科目及び国際研究活動に関する科目等）と研究科の専攻のコースあるいは領域における専門的な科目を配置している。また、履修条件において、必修科目及び選択科目での修得単位数を設定することにより、学生が達成すべき基準（水準）を確保するようにしている。さらに、それぞれの専攻の専門領域において、十分な科目数の専門科目を配置し、学位名に適した能力を育成できるようにしている。

修士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて、文学、社会科学、人間環境科学の名称を付記し、博士後期課程において授与される学位には、文学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

修士課程においては、すべての研究科において、専門的な能力の習得における学生の多様なニーズに応えるために、学生がそれぞれのニーズに沿って授業科目を選択できるように、履修条件において、選択科目による一定の単位修得を設定している。さらに、他専攻の授業科目の履修、他大学院の授業科目の履修を認めるとともに、留学による単位修得を可能としている。また、両研究科では、それぞれの専門を活かした形で、中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状及び栄養教諭専修免許状が取得できるように教職課程を編成しており、各専攻の科目の多くは教職単位としても認められるよう配慮している。

修士課程の専門科目においては、学術の発展動向を踏まえた教育が実施できるように、講義において専門的知識や考え方を学習した後に、その講義内容を踏まえた演習や文献講読等において、最新の研究論文や文献等を利用している。

さらに、社会からの要請を配慮して、各研究科修士課程の基本科目において、研究の倫理に関する授業科目、社会での研究活動を通して、実践的研究力を育成するための授業科目等を設置し、大学院で学習し

たことを社会での実践につなげるための教育を展開している。

一方、文学研究科博士後期課程においては、教員と学生がほぼ1対1の授業形態であるため、各専門分野に配置された専任担当教員（英文学1人、アメリカ文学1人、英語学3人）の講義・演習において、より高度で専門的な能力の育成だけでなく、学生個人の研究テーマや能力を考慮して、専門的な学術研究の動向、学生の学問上のニーズ、専門性に関わる社会からの要請へ対応している。また、各分野において、非常勤講師による講義・演習科目を配置し、より専門的な学術研究の動向の把握や、学生の多様な学問上のニーズに対応できる体制を敷いている。

平成26年度文部科学省「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」に採択された「イノベーション創出力を持った女性リーダー育成プログラムの構築と普及」においては、行政・企業・NPOなどでリーダーを目指す女性と、出産・育児・介護等で一時的にキャリアを中断したが、再び社会でリーダーとして活躍することを目指す女性を支援している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

修士課程では、各専攻の教育目標を達成するために、授業形態には、講義形式、対話・討論型が基本の演習、研究活動に関連する実習及び研究・論文指導（特別研究）を設けている。人文社会科学研究科では、必要とされる専門的知識と実践的な能力を養成すること、人間環境科学研究科では、高度な研究能力と知識を持ち、創造性に富む人材を育成することを目的としており、専門的知識とそれを活用する能力の育成を目指している。このため、各専攻及び専門領域においては、講義形態、演習及び実習形態の授業形態の科目が配置され、特に実践的な能力を育成するために演習及び実習形態の科目が各専攻あるいは専門領域で40%前後（20～60%）の割合となっている。また、人文社会科学研究科の「アカデミックライティング・プレゼンテーション」では、実際の研究活動をモデルとした体験的授業、人間環境科学研究科の「国際インターンシップ」では国際的な就業体験等を行う授業、両研究科にそれぞれ設置されている「国際研究活動」では海外での研究活動（学会発表等）を実施する海外体験型の授業となっており、様々な学習法が採用されている。

さらに、文学研究科博士後期課程でも、学術の発展動向を視野に入れた高い専門性を身に付けるために、講義と演習の形態の授業が配置されている。また、必修科目の「特殊総合演習」では、学会発表に必要な技術のみならず、論の問い立て、資料の妥当性と分析・解釈の在り方、論の展開等、研究者に求められる能力が、学生自身の研究発表と質疑応答を通して指導されている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行われている。また、前期、後期とも、5～6回の補講日を土曜日に学年暦で設定して、休講等となった講義の補講を確実に実施している。

単位の認定及び成績評価等については、大学院学則第13条及び各研究科履修規則に定め、それらに基づいて単位を認定している。大学院では、多くの授業科目は年次配当を決めずに、指導教員との協議に基づ

づいた学生の自主的な学習計画に大きく委ねている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全研究科において、様式が統一されたシラバスが作成され、大学ウェブサイトで公表している。シラバスの記載方法の説明やシラバスの内容チェックは、学部と同様に、教育・学習支援センターが実施している。

文学研究科及び人間環境学研究科の学生（修了時に実施）に対するシラバスの活用状況に関するアンケートでは、履修選択の際にシラバスが「役立つことがあった」と答える学生が8割以上で、また、シラバスの記載内容についても、「満足」か「ほぼ満足できる」と回答した学生がほとんどである。さらに、シラバスに沿って授業が実施されているかという質問についても、「実施されている」あるいは「大体は実施されている」と回答する学生がほとんどである。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

各研究科では、教員が学生の状況を把握して、大学院設置基準第14条による教育方法の特例を適用し、必要に応じて夜間（6時限目18時から19時30分、7時限目19時40分から21時10分）の授業及び研究指導を実施している。また、働いている学生に長期履修を認めており、その期間の授業料の総額が、同一年度入学の標準修業年限の学生が納入する授業料総額と同額となるように配慮している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

修士課程及び博士後期課程における研究指導のために、各研究科履修規程における研究指導教員及び研究指導に関する規定に基づき、学生ごとに、主指導教員1人及び副指導教員1人以上を置いている。各学生の研究指導教員の決定は、各研究科教授会でされている。さらに、修士課程においては、研究指導のガイドラインが研究指導スケジュールとして研究科ごとに示されており、主指導教員はそれを基に、研究課題の決定、研究計画の策定、研究の指導、履修科目の履修指導、国際研究活動に関する指導、研究成果の学会発表指導、学位論文作成の指導等の学生への指導を副指導教員と連携して実施している。博士後期課程においては、学生が主指導教員と個別に相談して、履修計画や研究計画等を立て、研究指導や論文作成等の必要な専門的指導を受けている。

平成28年度においては、人間環境科学研究科の「人間環境科学特別演習」の中で、研究倫理に関する

講義を2回設けており、平成29年度に設置される博士後期課程においては、大学院全体を通じて「研究の倫理と方法」が基礎科目として提供されることが決定している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

学位授与方針は、専門研究の能力、社会での実践能力及び多面的な研究能力の観点から、人文社会学研究科では、「教育研究分野で活躍する能力」「専門性を活かして、次代の女性リーダーとして社会で活躍する能力」「多方面で活躍できる専門的な能力」が身に付いていること、人間環境科学研究科では、「健康科学及び環境科学の様々な分野における研究能力」「高度な専門性を必要とする職業を担いうる能力」「様々な専門分野を統合する能力」が身に付いていることと定めている。また、文学研究科博士後期課程では、「学術的に価値の高い研究能力」「研究者として自立できる能力」「グローバル社会の課題への対応能力」が身に付いていることと定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準については、合格の評価、A（80点以上100点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、不合格の評価D（60点未満）の評価基準を定め、履修の手引きに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションで学生に対して説明している。さらに、科目ごとの評価方針は、科目ごとに評価項目とその割合がシラバスに記載され、その基準に従って成績評価が実施されている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

シラバスの記載方法に関する研修会において、成績評価基準の設定方法について指針を提示するとともに、シラバスに記載された成績の評価方針の妥当性については教育・学習支援センターにて確認が行われ、必要に応じて担当教員に指示して方針の訂正が行われている。また、複数の教員で担当する科目については、教員が協議した上で、評価を決定している。

また、履修規程第7条には、成績に関する学生からの疑義の申し出ができるように定めており、申し出がある場合は教務企画班において調査を行うこととしている。

同様の成績評価は、文学研究科及び人間環境学研究科の修士課程でも実施されていたが、ほとんどの学生から、成績評価の方法が「適切」あるいは「大体は適切であった」という評価が得られている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

修士論文及び博士論文の審査に関しては、学位規程にその方法等が定められている。規程第6条には「修士課程及び博士後期課程の最終試験」として審査内容が定められており、審査基準項目が学位規程様式第2号の2に、「1. 学術上の創意工夫・新規性、2. 得られたデータの取扱いの適切さ、3. 先行研究の取扱いの適切さ、4. 論旨の明確性・一貫性、5. 表現・表記法の適切さ、6. 構成の体系性」と定められ、履修の手引きに掲載している。審査は複数の審査委員で実施されており、審査結果については、研究科教授会に報告され、審議されている。

また、人間環境科学研究科においては、学位論文の基礎となる調査・実験の多くは、疫学等倫理審査委員会の審査を申請し、その承認を受けて実施されている。

さらに、文学研究科博士後期課程においては、『福岡女子大学大学院文学研究科英文学専攻<博士(文学)>申請の手続き—論文博士の場合—』を作成し、オリエンテーション時に学生に配布して周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成27年度文部科学省「大学教育再生加速プログラム（AP）テーマIV（長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）」）に採択され、長期学外学修のプログラムを強化し、学生の主体的な学びの体験と実践を通じて、実社会で女性リーダーとして活躍できる人材育成を展開している。

基準6 学習成果

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

【評価結果】
基準6を満たしている。
（評価結果の根拠・理由）

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学士課程においては、卒業時に求める認定基準として、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等を福岡女子大学基礎力（学士力）として定め、それを基に学位授与方針を策定し、広く公表している。平成23～27年度における卒業までの平均修得単位数は129.3～138.5、平成25～27年度における3年次から4年次に進級する際の進級率は89.4～92.5%、標準修業年限内の卒業率は、国際文理学部は平成23年度に設置された学部であるため、平成26年度は80.0%、平成27年度は86.8%である。退学者数については、各学科とも一桁台を維持している。休学者数については、平成27年度は35人であるが、その主な理由が海外留学である。

平成27年度における卒業時の教育職員免許状の取得者数（延べ数）は国際教養学科で32人、環境科学科で12人、食・健康学科における栄養教諭免許状の取得者数は23人、国際教養学科における司書教諭資格の取得者数は6人である。また、平成25～27年度の食・健康学科における管理栄養士国家試験の合格率は94.4～97.1%であり、全国平均より高い。以上の者のうち、卒業後直ちに資格を活かしてその職に従事する者も存在する。例えば、教職課程においては、毎年、公立学校の教員採用試験合格者を輩出しているほか、私立学校に採用される者も複数輩出している。

修士課程においても、修了時に求める認定基準として、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等を明文化した学位授与方針を策定し、広く公表している。平成27年度に設置した人文社会科学研究科及び人間環境科学研究科は、修了生を輩出していない。同研究科の平成27年度における休学者数及び退学者数については、ともに0人である。

文学研究科博士後期課程においては、学生が将来研究者として自立するに十分な資質と能力を身に付け、学術的に価値のある研究を行えるかどうかについての学位授与方針を策定し、博士論文審査及び最終試験を行っている。平成23年度以降の修了者は、5人のうち4人が課程内で博士の学位を取得している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成27年度学生意識調査結果によれば、学生が特に伸ばしたいと考えている福岡女子大学基礎力（学士力）は、1年次生ではコミュニケーション力と外国語運用能力、2年次生以上になるとそれらに加えて論理的思考力となっている。そして実際、大学の学習を通して、学生はこれらの能力が伸ばせた実感していると回答している。また、カリキュラム及び授業の方法や内容については、いずれの学年においても

9割程度が「満足」「ほぼ満足」と回答している。このほか、4年次生に尋ねたゼミ・研究室に関する満足度については、9割以上の学生が希望どおりのゼミ・研究室に所属できており、かつ所属ゼミ・研究室に満足していると回答している。さらに、4年間を通しての学びを振り返って、共通科目・専門科目・卒業研究のいずれの科目群に対しても、「とても満足」「満足」「ほぼ満足」を合わせた割合は81.8～95.1%である。

加えて、平成27年度授業アンケートの結果によれば、共通科目・専門科目ごとに満足度（もっと深く学びたい、他の学生にも勧めたい等の総合的な授業満足度）を尋ねても、前後期いずれにおいても「満足していない」「まったく満足していない」との回答は3%程度にとどまっている。さらに、シラバスの到達目標への達成度を尋ねた結果では、7割以上が「十分に到達できた」「おおよそ到達できた」と回答している。

大学院学生を対象とした意見聴取（平成27年度）の結果によれば、すべての回答が大学院のカリキュラムに「満足」「ほぼ満足」、また、研究指導についても、すべての回答が「適切に行われた」である。さらに、意識調査では大学院学生自身の学会発表に関する満足度も尋ねており、「不満」「やや不満」と回答した者はいない。満足した理由について自由記述を求めたところ、「どんな風に発表するのか知ることができたから」等の回答がある。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

新学部が卒業生を輩出し始めた、平成26～27年度における学士課程卒業者の進路の状況については、就職希望者の就職率が92.9～100%、学部卒業生の進学率が2.0～18.2%である。就職希望者の9割以上が就職できているという状況が文学部及び人間環境学部から恒常的に続いているだけでなく、卒業後直ちに資格を活かしてその職に従事する者もいる。また、応募資格に一定以上の英語力を要求する企業や、世界展開している企業にも採用されている。大学院等へも毎年、一定の割合の学生が進学し、学士課程における学習成果を活かして、自らの研究を深化させることを目的とした進路を実現させている。

修士課程修了者の進路の状況については、平成27年4月開設のため、まだ修了者を輩出していない。ただし、文学研究科及び人間環境学研究科とも平成23年度を除いて就職希望者の就職率100%を達成している。

文学研究科博士後期課程の進路の状況については、平成23年度以降に修了若しくは単位取得退学をした5人のうち4人が大学の専任教員を務め、1人は非常勤教員を務めている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の方法として、卒業生（社会人）アンケート及び企業アンケートを実施している。

平成26年度卒業生（国際文理学部1期生の社会人）に対するアンケートの結果によれば、教育・研究設備、講義内容・教員指導及び進路・就職指導に対する満足度は70%前後である。また、卒業後の生活に役立った学びとしては、1年次の寮生活、3～4年次のゼミ及び卒業研究、友人・教員との交際・交流を挙げる者が多い。さらに、学生が在学中にもっと学び取り組むべきだったとした主な学びとして、外国人留学生との交流、留学・語学研修、学術英語プログラム・学術日本語プログラムといった内容が挙げられている。総じて、大学が推進する学士力の習得状況として、コミュニケーション力、論理的思考力、実行

力を身に付けたことが職業生活に役立っており、工作上重要でかつ不足していると思われる主な学士力は、コミュニケーション力、主体性・自律性、計画力である。

平成 26 年度大学院修了生に対するアンケートの結果によれば、講義内容と教員の指導に関しては、すべての回答が 5 点満点で 4 点若しくは 5 点である。また、専門科目及び修士論文に関しては、その後の生活に役立ったとの回答が 100% である。在学中に得た専門知識を就職後の仕事に活かしたかという設問に対しては、3 人中 2 人が活かしたと回答している。

就職先等の関係者からの意見聴取の結果によれば、一般的に最近の大学卒業生の能力が 10 年前と比較して、主体性・自律性及びリーダーシップの点で低下していると評価されているものの、当該大学卒業生は、主体性・自律性及びリーダーシップが優れていると評価されている。また、チームワークやコミュニケーション力の点でも高く評価されている。さらに、教職員が企業・団体等を訪問し直接意見聴取した結果をまとめた報告書によれば、卒業生に対して「優秀」「頑張っている」「活躍している」「伸びしろを期待している」といった評価が上位回答として挙がっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

校地面積は42,929㎡、校舎等の施設面積は29,150㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究施設は、老朽化と新学部の設置に伴い、福岡県において、平成21年度（平成22年3月）「福岡女子大学施設整備基本計画」が策定され、平成24～27年度の4年間で図書館及び研究棟1号館（A棟）、研究棟2号館（B棟）、講義棟（C棟）、体育館の建設が行われている。講義棟に講義室19室（収容人員1,237人）と情報処理演習室2室（収容人員116人）、研究棟にL教室8室（収容人員240人）と大学院演習室3室（収容人員計78人）、実験実習室及び大学院控室が設置されている。

研究棟及び講義棟は、バリアフリー化への対応を行うとともに、車いす利用者に対応したトイレ等も整備し、また、耐震安全性の分類は、設計と条件を基に「Ⅱ類」とし、現行建築基準法レベルの1.25倍の保有耐力を確保している（平成22年度の認証評価で指摘した施設の改善がなされている）。また、学内の3箇所にAEDが設置され、さらに、理系の各研究フロアには、緊急シャワーが設置されている。一方、防犯の観点から、研究棟及び図書館には、入り口に防犯カメラとともにカードキーが設置され、夜間及び休日には施錠されるようになっている。

さらに、学内（同一敷地内）には、1年次生全員と2年次生以上の希望学生及び留学生が生活できる寮4棟を設置している。1年次生が入る寮（3棟：国際学友寮なでしこ）は、平成22年度に新設され、4人一組で生活できる4DKタイプの部屋が用意されており、4人のうち1人は留学生が入室し、国際交流を深める教育の場として機能している。さらに、寮には、ミーティングルーム、大広間、イベント用共同キッチン等が準備され、グループ学習や協働のイベント等ができる環境が整えられている。寮には管理人が常駐し、安全性の確保も含めた寮生の日常生活全般をサポートしている。

学内警備に関しては、警備会社等に業務委託し、警備員2人以上が、終日常駐するとともに、10回以上／日の巡回を実施している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

学術情報センターにおいて、情報ネットワークに関する基幹システムの設計に関して方針が決定され、構築及び運用管理に関しては学術情報センターの情報化推進部門が担当している。ICT環境は、各建物

の各階にLAN（有線及び無線）を張り巡らせ、ネットワーク環境を構築している。

教職員及び学生の登録アカウント数は、平成28年4月1日現在、学部学生・大学院学生実数1,075人及び教職員実数155人全員分の、計1,230アカウントである。

学生の学習支援の端末は、情報処理演習室、附属図書館に教育用として126台設置されており、授業終了後も利用できるようにしている。さらに、学内では無線LANの利用が可能で、授業及び実習・実験中において、ノートパソコン等で必要な情報検索等が可能である。なお、学生は、入学時に一定の仕様以上のノートパソコンを所有することが義務付けられており、授業でも必要に応じてノートパソコンを持参して活用している。

講義支援システムとしては、全教職員が活用できる教育用授業支援システムが導入され、学生に対するICTを活用した教育が展開されている。また、語学教育においては、LL教育が実施できる環境が整備されるとともに、e-learningによる教育が実施されている。さらに、履修登録や成績確認のための教務システムや図書情報検索システムを整備している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、総蔵書数196,887冊（和書149,249冊、洋書47,638冊）が系統的に保管されているほか、2,644タイトルの雑誌（和雑誌2,400タイトル、洋雑誌244タイトル）、約1,114タイトルの電子ジャーナル、5つのデータベースが整備されている。また、附属図書館の情報検索システムでは、学内蔵書のほか、福岡市総合図書館、福岡県立図書館等の蔵書検索が24時間利用可能である。また、図書館間で行われている相互貸借サービス（文献複写や資料現物の貸借）が、利用できるようになっている。

図書館への毎年の配分予算は、予算委員会で配分額が評定され、予算の使用方法については学術情報センターの会議で議論し決定している。平成23年度の国際文理学部の設置に当たっては、新たに設けられた専門領域に関する図書等の充実を図るために追加予算が配分され、8,933冊が増冊されている。また、平成27年度は推薦書・選書として1,880冊を購入し、その中で、新大学院設置に必要な専門書が増冊されている。

一方、毎年購入される学術雑誌については、予算配分の点から必要最小限の雑誌に制限されている。これを補うために、各分野で必要な電子ジャーナルやデータベースとの契約が交わされ、平成22年度の認証評価時と比べると、約1,200タイトルの和洋雑誌及び約1,000タイトルの電子ジャーナル等が追加整備されている。しかし、今後も、研究等で特に需要の多い海外の学術雑誌の充実や電子ジャーナル（PDFのダウンロード含む。）の追加契約等を進めていく必要がある。

平成26年度に新築、竣工した現在の図書館の建物は明るく躍動感のある空間として、公益財団法人日本デザイン振興会グッドデザイン賞2015を受賞している。272席の閲覧学習用の座席が設置されているほか、DVD等の閲覧席（AVコーナー）、自主学習用の個室（研究個室）、グループ学習室、リスニング・ルーム、プレゼンテーション・ルームを備えている。また、館内ラーニング・コモンズの一角には、BBCの英語番組の常時視聴が可能なインターナショナル・ラウンジが設けられている。図書館では、展示コーナーを設け、随時、企画展示を実施している。学生は、これらの施設、設備を学習目的に応じて適切かつ効果的な形で活用している。

学部学生や大学院学生を体験的アルバイトとして採用することによって、夜間や土曜日の開館を実施し

ているが、開館時間は、月～金曜日が9時から20時、土曜日、3月及び夏休み期間中が9時から17時であり、授業開始時刻より遅く、授業終了時刻より早い。

最近5年間の貸出冊数や利用者数は増加傾向にあり、また、平成27年度における学部学生及び大学院学生の延べ利用者数を学生定員数で割ると64.6となり、学生1人当たり1年間で約65回、図書館を利用していることになる。

これらのことから、開館時間が短いものの、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、講義棟及び研究棟に隣接する図書館が設置され、自主学習の環境が整備されている。また、ラーニング・コモンズ（インターナショナル・ラウンジ及びプレゼンテーション・ルームを含む。）では、各種語学カフェをはじめ、ミニ講演会など様々な学生主体の自主的な共同活動を展開している。

さらに、学内施設の中で自由に学習できるスペースとして、研究棟A棟の1階の吹き抜け部分の多目的スペースや研究棟B棟のラウンジが利用できるほか、講義室（8時から18時の間）や情報処理演習室（8時30分から20時30分の間）も講義等で利用していない時間帯には自由に利用可能である。また、研究棟A棟の入口にあるカフェも営業時間以外の時間は自主学習用に活用可能であり、学生に有効に利用されている。いずれの場所でも無線LANに接続できる環境にあるため、ノートパソコン等を活用した学習が可能である。

人文社会科学研究科及び文学研究科の大学院学生には、研究棟B棟の5階に大学院学生控室（机椅子24人分・テーブル1個）が準備されているほか、理系の学部の4年次生・大学院学生には、各研究室の居室に個人の机・椅子が準備され、常時、ゼミの準備やデータ解析、論文作成等で活用されている。学部の1年次生に関しては、全寮制で学生寮が学内に設置されていることから、学生寮自体が自主的学習の場所となっており、実際、自主的な学習が行われている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新生に対しては、学生寮にて入寮式や新生のつどいを行うとともに、入学式後に2日を要してオリエンテーションを行い、教育理念の周知及び充実した学習と大学生活を送るためのガイダンスを実施している。さらに、初年次前期に開講される「ファーストイヤー・ゼミⅠ」においても、授業科目の履修方法や大学における主体的な学習の方法について指導している。上級生については、年度初め（入学式後）に、学科別に上級生オリエンテーションを行い、授業の履修に関するガイダンスや年度行事について周知を図っている。また、体験学習や交換留学等に関しては、オリエンテーション以外にも、説明会及び報告会を開催して、プログラムの内容に関して学生へ情報提供を行っている。

また、履修コースの選択や研究室に関する具体的な内容に関しては、各学科で説明会あるいは研究報告会等を開催して周知を図っている。

大学院研究科においても、入学式後にオリエンテーションを実施し、大学院での講義や研究指導計画の周知を図っている。その後、研究課題及び研究計画書等が指導教員との間で相談・決定され、研究科長に提出されている。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

全般的な学習相談については、学務部教務企画班の窓口で随時受け付けているほか、すべての学生に対して、担当のAA（アカデミック・アドバイザー）教員が決まっており、定期的にあるいは必要に応じて個別に学生からの質問や要望に応える一方で、必要な学習の助言や支援を行っている。AA教員は、教務システムで、担当学生の履修計画、単位修得状況、GPA、TOEFLの点数、学士力の自己評価結果等を確認することができ、特に指導が必要な学生に対しては、随時、学習指導が実施されている。また、履修コースごとに、CA（カリキュラム・アドバイザー）教員が決められ、学科の履修コースごとの専門科目やその履修に関する相談に応じている。アンケートの結果では、多くの学生が、AA教員との面談週間（年4回）は適切であり、履修等に関してアドバイスを受けることができたかと答えている。

受講している各講義や演習等に係る質問や相談等に関しては、シラバスに「学習相談・助言体制」や「教員への連絡方法」が記載されており、学生はオフィスアワーの時間や、あるいはあらかじめ教員に相談に行く時間を連絡して、質問等を行うことができる。平成27年度の学生意識調査によれば、学生のうち約半数がオフィスアワーを利用して、教員と相談をしたことがあると答えている。

学生の国際性を育成する学習機会を増やすために、英語学習のe-learningシステムの提供やTOEFLスコア・アップ講座の開講を実施している。

初年次は前・後期に週5コマ、2年次には前期に週3コマ、後期に週2コマを必修科目として開講する学術英語プログラムの講義において、英語の苦手な学生でもこれらの講義でしっかりと学習成果を上げられることを目的として、e-learningを用いた学習システムを導入し、授業で活用するとともに寮や自宅でも利用できるようにしている。

留学、語学研修や体験学習等の海外あるいは学外での学習を支援するために、国際化推進センター（交換留学・語学研修支援）、体験学習部会（体験学習支援）、AP推進室（長期学外学習支援）等が設置され、学外学習に関する支援を行っている。

一方、海外から学部への私費外国人留学生及び海外協定校からの短期留学生に対しては、国際化推進センターで学習及び生活等の全般的支援を行っている。日本語学習については、学部の講義（学術日本語プログラム）で実施しているほか、留学生の修学及び生活をサポートする、学生サポーターを学生の中から選定し、サポートを行っている。また、大学院の留学生に対しても、留学生が専攻する分野に関連する学生の中から相談員（学内チューター）を選定し、専門分野の勉学及び生活の支援を行う体制を整えている。

特殊な事情（身体的あるいは精神的な理由）で、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、AA教員、保健室の看護師（常勤1人）、学生相談室のカウンセラー（非常勤の臨床心理士3人）が協力して、学習支援を行っている。なお、障害者等については、常時支援が必要な障害のある学生はいないが、障害者総合支援法、障害者差別解消法に則した支援及び学習する上で必要と考えられる支援が受けられるように対策を講じることとし、平成28年4月に、障害を理由とする差別の解消に関する教職員対応要領を作成し、同年6月にFD・SD研修を実施し、また、同年8月には『障害のある学生支援の手引き』を作成するなど、具体的な支援の流れ・対応に関する手続き等を定めている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生のサークル活動及び自治会活動等の課外活動に関する事項に関して必要な審議や対応を図るため、学内組織として教職員で構成される学生支援委員会を設置している。また、学生支援班では、様々な学生の課外活動の企画立案や実施に関して、相談や助言及び支援を行っている。学生のサークルへの加入率は約63%であるが、学生によっては他大学との同好会等に参加し、課外活動を行っている。学内サークルに対しては、活動支援のために保護者を会員とする後援会により学生サークル活動に対して補助金を交付している。課外活動施設としては、体育館、サークル棟及び弓道場があり、さらに、新しい運動場及びテニスコート等が平成29年度に開設予定である。また、平成28年5月には新能を学内で開催し、能楽同好会の学生がプロの能楽師と共演する機会を提供している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生意識調査を毎年1回実施して、学生の意見や要望を把握し、関係部署においてその対応を行っている。そのほか、学生寮におけるニーズあるいは生活支援については、学生の学生寮役員、教職員からなる学生寮委員会（月1回開催）を設けて、寮生の生活全般等について対応を図っている。

学生個人の健康等に関する相談は、保健室の保健師や学生相談室のカウンセラーが相談に応じている。

学生のキャリア形成・進路・就職に関する相談は、キャリア支援センターで応じているほか、センターではエントリーシート書き方の指導や模擬面接等を実施し、就職支援を行っている。

セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントについては、人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程によりハラスメント防止・対策委員会及び相談室（保健室と併設）を設置し、9人の相談員を配置し、相談体制や対策方法を講じている。ハラスメント相談室については、学生便覧に掲載するとともに、新入生オリエンテーション等で説明を行い周知を図っている。

平成27年度の利用実績は、保健室の利用者518人、学生相談室の利用者114人であり、ハラスメント相談室の利用者はいない。ただし、学生意識調査によれば、「ハラスメント相談室を知らない」と答える学生が2～3割の割合で高学年にも残っており、また、相談室に相談せずに、ハラスメントを受けたと感じている学生がいることが確認されているが、相談員が直接ハラスメント相談を受けたケースもある。

障害者等については、関連する法規（障害者総合支援法や発達障害者支援法、障害者差別解消法等）に則した支援、及び大学で生活する上で必要と考えられる支援が受けられるように、障害者支援委員会で対策を講じることとしている。

国際化推進センターは、入国前の留学ビザ申請に係る在留資格認定証明書、在籍中の在留期間更新に関する手続きの支援を行い、また、奨学金の内容について、留学生個々にメールで情報を伝え推薦者を選考し、推薦する学生に対しては、模擬面接を実施している。受給が決定した留学生には、奨学金受取手続き

等の指導を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生支援班で奨学金制度の紹介、事前相談及び手続きを行っている。日本学生支援機構の奨学金を受けている学生は、平成27年度は447人で、全学生の約45%である。そのほか、金澤記念育英財団、北九州市教育委員会など12団体からも29人の学生が奨学金を受けている。

授業料免除については、各年度の授業料収入見込額の2%の範囲内で免除（全額・半額）を実施している。また、授業料の分割納付も実施しており、平成27年度の対象者は、前後期合わせて4人である。

1年次生が利用する寮に加え、2年次生以上が利用できる学生寮（収容人数60人）がキャンパス内に設置され、57人が利用している。学生寮の月額使用料は、15,000～17,000円（寮運営費、光熱費含む。）であり、安価な金額に設定されている。

また、交換留学、海外語学研修、海外体験学習を推進するに当たり、日本学生支援機構奨学金（海外留学支援制度）を派遣する学生の約70%に対して獲得し、支援しているほか、日本学生支援機構からの支援がない学生には学内奨励金を交付し、希望した学生に対しては、全員に援助を行っている。一方、受け入れる一部の留学生に対しても、日本学生支援機構奨学金から給付支援を行っている。

経済面の援助に関する情報は、学生便覧と学内の掲示あるいは説明会を開催して、学生に周知を図っている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成26年度に新築、竣工した現在の図書館の建物は明るく躍動感のある空間として、公益財団法人日本デザイン振興会グッドデザイン賞2015を受賞している。
- AA（アカデミック・アドバイザー）システムを構築し、面談週間を設けて学生一人一人と面談を実施して、学習指導を行い、学生からの相談に対応している。
- 交換留学（派遣及び受入）、海外語学研修、海外体験学習等に対して、日本学生支援機構奨学金（海外留学支援制度）を獲得して、派遣する学生（約70%）へ支援を実施しているほか、日本学生支援機構からの支援がない学生には学内奨励金を交付し、希望した学生に対しては、全員に援助を行っている。

【更なる向上が期待される点】

- 1年次生に対しては全寮制を実施し、国際交流を深めたり、グループ学習を行うことができる学生寮（国際学友寮なでしこ）が整備されており、今後、学生からの意見を反映させ、さらに多様性や利便性等が向上されることが期待される。

【改善を要する点】

- 図書館の開館時間が短い。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育に関する課題の把握と分析に当たっては、学生の主体的学習を支援するためのシステムを整備することによって、教育の質の改善・向上を図るために設置された教育・学習支援センターが、学修ポートフォリオを運用し、学生の修学状況を科目ごとに卒業要件達成度として把握して、その結果を、AA（アカデミック・アドバイザー）教員による学習指導へ活用するとともに、そのように把握された学習成果の状況を分析し、その結果を、教務委員会、学部共通教育機構本部会議、その他の科目運営のための組織に対して、教育課程の実行、評価、改善の検討のために提供している。特に、教務委員会では、その検討結果に基づき、教育課程の改定等について改善方法を策定し、その結果を拡大役員会において学長を中心として検討し、改善方法を決定している。

例えば、シラバスの改善に関して、教育・学習支援センターにおいて、まず教育課程編成の趣旨に沿ったシラバス標準フォーマットを作成したのち、全学FD活動を通じてその周知徹底を図り、その後、各教員が作成したシラバスを教育・学習支援センターがチェックするなどの役割を担っている。また、平成23年度以降の特徴ある授業として開設した体験学習科目について、履修学生数が少なかったこと対して、体験学習プログラムを増やすなどによって改善を図っている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的なかつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取については、授業アンケート及び学生意識調査を実施している。

授業アンケートは、授業内容・授業の進め方についての回答、学生自身の授業の理解・授業への取組についての回答、授業や設備等への自由記述を求めるものとなっており、全授業科目を対象に学期末ごとに実施している。教務企画班がアンケートを集計し、その結果は、各教員に授業アンケート集計表としてフィードバックされ、それを基に各教員が作成する授業改善計画書が、教育・学習支援センターに提出されている。教育・学習支援センターは、それを基に改善を必要とする事項についてのFDを計画・実施している。また、授業アンケートの結果は、教務企画班が各項目の5段階評価の平均値を学科別に集計し、講義棟の掲示板に掲示している。

学生意識調査は、学部新生生、学部上級生（2・3年次生）、学部4年次生、大学院修了予定者を対象

として、教育を中心に学生生活全般について毎年1回実施している。これらの調査結果は、経営企画室がとりまとめ、成果や課題を分析した上で各関係部署に対応策の検討を依頼している。各関係部署がとった対応については、全学生に向けてメールで回答している。さらに、学外関係者等も閲覧できるよう、図書館及び非常勤講師室に配置している。

教職員からの意見は、教授会、教務委員会、教育・学習支援センター会議、学科会議、学部共通教育機構本部会議等の中で聴取され、教育の質の改善・向上に反映している。

このような改善・向上の取組を組織的・継続的にするため、意見聴取から取組に至るフロー図を作成し、大学の構成員へ周知を図っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

毎年、学外関係者として卒業・修了生（社会人）、企業及び行政機関等から意見を聴取している。

卒業、修了した社会人に対しては、数年に1回の割合で書面によるアンケートを実施し、在学時の教育についての満足度や現在の職業生活への有益度を尋ねている。就職先企業等に対しても、アンケートを実施し、卒業生及び修了生の教育成果について学士力を中心に尋ねている。さらに、企業・団体等への訪問調査も行い、大学に対する意見、評価及び要望を聴取している。これらの調査結果は、経営企画室がとりまとめ、成果や課題を分析した上で各関係部署に対応策の検討を依頼している。

また、法人の設立団体である福岡県私学振興・青少年育成局と県立三大学の理事長・学長等が年2回程度会合を設け、意見交換し、情報を共有している。例えば、熊本地震で被災した志願者及び入学者の経済的負担の軽減を図るため、入学考査料及び入学料の免除に関する特例措置が議題として提案され、実際に実現している。さらに、UR（都市再生機構）との間で、連携協定に基づく連絡会議を設置して、地域の少子化・高齢化などに関する教育課程上の取組を、協働して実施している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDに係る活動は、教育・学習支援センターが企画し全学的に実施するものと、教員が個人又はグループで自らの創意工夫により企画し実施するものがある。

教育・学習支援センターが企画するFD活動（FD研修会）は、教育憲章の理念を実現し、また、学生の主体的学習を重視するための教育方法の改善・向上に着目して行われ、年間4～9回開催している。さらに、FD研修会実施時にはアンケートを行い、今後のFD活動に対する意見・要望を聴取して次回以降に活かしている。

教員企画のFD研修会は、平成25年度以降11回開催している。

また、FD活動の結果が、学習ポートフォリオシステムの改良、共通教科書の作成、英語教育のe-learning活用、平成29年度からの4学期制の導入等に反映されている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教職員対象のFD研修会は、事務職員等の教育支援者に対しても参加を求めるものであり、平成27年度には教育支援者を対象としたSD研修会を2回実施し、合計76人が参加しており、加えて、学外での研修（女性短期海外派遣研修等）に、平成27年度には5人参加している。

助手については、教職員対象のFD研修会に参加を求めている。TAについては、関係教員が毎学期に各科目について打合せを行い、必要な指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成27年度末現在、設置者である公立大学法人の資産は、固定資産13,695,109千円、流動資産722,535千円であり、資産合計14,417,644千円である。教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債1,515,247千円、流動負債441,036千円であり、負債合計1,956,283千円である。これらの負債については、長期及び短期のリース債務91,861千円を含んでいるものの、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、公立大学法人の設立団体である福岡県から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成23年度から5年間の状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

収支計画については、平成24～29年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、予算編成委員会拡大役員会で検討の後、教育研究審議機関、経営審議機関及び理事会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 27 年度末現在、収支状況は、損益計算書における経常費用 2,191,246 千円、経常収益 2,213,926 千円、経常利益 22,679 千円、当期総利益は 28,802 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 300,707 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

教育、研究経費の予算配分に当たっては、毎年度予算編成委員会において予算編成方針を定め、重点的かつ適正な配分を行っている。また、今後の発展に資する基礎的研究、応用的研究、学際的研究及び独創的で萌芽的な研究に関するプロジェクトを支援することを目的として、研究費の競争枠を設け研究戦略委員会において重点的かつ適正な配分を行っている。

また、施設設備整備費等の予算配分については、平成 22～29 年度にかけて福岡女子大学施設・設備整備基本計画に基づく事業が実施されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づいて作成された財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が理事会の承認を得た上で福岡県知事に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査、福岡県監査委員の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき年度監査計画を策定の上、実施している。

会計監査人の監査については、福岡県知事が選任した会計監査人により実施している。

福岡県監査委員は地方自治法第 199 条に基づく財政的援助団体等監査を行っている。

内部監査については、公的研究費内部監査規則に基づき、副理事長を監査の責任者として実施している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

理事長（学長）の下に理事会、経営協議会、教育研究協議会を設置し、運営に係る重要事項を審議している。理事会は 6 人中に学外理事 2 人を含み、経営協議会は 10 人中に学外委員 8 人を含んでおり、大学運営に外部からの意見を取り入れる重要な機会としている。また、副学長 5 人、学長補佐 1 人及び学外から学長特別補佐 1 人が任命され、大学運営に当たっても学外の視点を取り入れている。事務組織は、副理事長の直轄の経営企画室及び理事を兼ねる事務局長が統括する事務局に 2 部 7 班を置き、大学運営に当たっ

ている。事務職員については、プロパー職員 14 人、県派遣職員 16 人、嘱託職員 29 人（民間派遣職員 2 人を含む。）の合計 59 人である。

危機管理については、危機管理規程により対応を定め、管理体制を明確化している。教職員からなる安全衛生委員会が安全・危機管理マニュアルを作成し、廃棄物の安全な取扱いについて講習会の開催及び教職員を対象とした防災訓練を行うなど、安全衛生・防犯・防災についての確にに対応できるよう備えている。

さらに、研究上・倫理上の安全確保について、対応するための管理体制を敷いている。また、研究上の不正行為防止については、研究活動の不正行為に関する取扱規則を定め、研究不正防止対策委員会を設置し、不正行為に対応することとしている。さらに、科学研究費等公的研究費の適正な使用について、研究費の運営・管理に関する規則を整備し、運営・管理体制を明確にしている。

また、大学運営に係る委員会に学生を参加させ、運営に携わる機会を設けている。例えば、学生寮委員会に学生を参画させ、学生寮の運営に関する基本的事項に関すること、予算編成、執行及び決算に関すること等を審議している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員の意見については、教授会や学科長会議、教育研究協議会で把握し管理運営に反映させている。職員についても、事務局会議を開催して各部署における具体的な意見やニーズを共有し、効率的な大学運営につなげている。学生については、年 1 回全学部学生及び大学院修了予定者を対象とした意識調査を行い、大学生生活全般にわたる学生の意見を聴取している。

さらに、教育担当副学長及び事務局長等の教職員と、学生自治会の代表者等が協議する教職員学生協議会を設置し、意見交換を行っている。教職員学生協議会は、毎年 11 月に開催され、大学及び法人が学生の要望に対応している。一例として、図書館との調整の結果、ふた付の飲物を持込可としたラーニング・コモンズを、平成 28 年 6 月より試行開設するに至っている。

学長意見箱は、学生のみならず、教職員や広く学外からも意見・要望・提言等を学長が直接聴取する手段として設置されたものであり、原則として学長が対応している。改善された事例としては、図書館の土曜日開館、情報処理演習室の夜間利用、ATM の設置及び事務局の学生対応の改善などがある。

学外関係者については、理事会において学外理事 2 人及び監事 2 人から、経営協議会において学外委員 8 人から直接意見が出され、率直な議論により大学運営の改善が進められている。また、卒業した学生や就職先となった企業にもアンケートを行い、在学生の教育に反映させている。

このようなニーズ把握により、ハード・ソフト両面において運営改善を行っている。具体的な改善例としては、エレベーターの設置、バリアフリー化の推進、校舎間の移動の際に雨に濡れないよう屋根を設置したこと、教務システムの機能追加等が挙げられる。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

定款により監事 2 人が置かれており、監事監査規程に監査の目的、対象、監査の方法等が定められている。監事は、監事監査計画に基づいて毎年度業務監査及び会計監査を行っている。業務監査においては、

毎年度業務実績報告書に基づいて、業務の進捗状況や業務改善の状況について確認している。また、会計監査においては、経理事務等の処理フローの適正な運用や、決算書類の内容について検討を行っている。その結果は監査報告書としてまとめ、毎年度理事長に提出している。また、監事は理事会に出席するとともに必要に応じて意見を述べている。

監事は、会計監査人監査の内容について報告を受けた上で、理事長に対し監査報告を行っている。また、監事監査の内容については、事務局を通じて会計監査人に説明している。さらに、福岡県監査委員による財政的援助団体等監査についても、財務管理班を通じて適宜監事に対して報告し、指摘事項等に対する適切な改善について、監事による検討が行われている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

職員は、職員研修規程に基づき、職務遂行に必要な知識、技能の習得と能力、資質の向上を目的として公立大学協会が行う職員セミナーや関係団体が行う研修会に参加すると同時に、学内において目指すべき職員像として「自ら考え、自ら挑戦する戦略スタッフ」を掲げ、SD研修を開催している。

平成27年度にはSD研修会を4回実施し、合計96人が参加しており、加えて、学外での研修（公立大学職員セミナー等）に、平成27年度は27人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況について、学内に自己点検・評価委員会を設置して教育・研究等の状況を総合的に検証している。同委員会において、中期計画を大学運営の基本的な方針として、各年度の状況を勘案した年度計画を策定し、これについて、実施状況を業務実績報告書としてまとめ、自己評価を行っている。

また、平成27年度で第2期中期計画期間（平成24～29年度）が始まって4年が経過したことから、中期計画の達成状況について暫定評価を行い、この評価を次期中期目標に向けての法人組織及び業務全般の在り方についての検討に活かすこととしている。平成26年度にはIR委員会を新たに設置し、集約した各種データを蓄積してより効率的に利用できる体制づくりに取り組んでいる。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

大学の活動状況に係る自己点検・評価については、中間報告及び実績報告として年2回理事会、経営協議会に提出し、学外有識者を含む理事・監事・委員の意見聴取や審議を受けている。監事については、定期監査とは別に1年に1回学内の役員会に参加し、直接意見を述べている。また、業務実績報告書は福岡県公立大学法人評価委員会により毎年度評価され、その結果は当該大学及び福岡県のウェブサイトに掲載されている。

また、平成 22 年度には、大学評価・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」と評価されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-3③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

業務実績報告書やそれに対する県評価委員会の業務実績評価書は、理事会及び自己点検・評価委員会等に報告され、対応の検討が行われている。その内容は担当部局にフィードバックされ、改善に向けて対策を進めている。また、自己点検の過程の1つとして実施している学生意識調査の結果に対しても、対応を検討し業務改善につなげている。

平成 22 年度に受審した大学機関別認証評価の際に「改善を要する点」として指摘された「文学研究科（修士課程及び博士前期課程）においては、入学定員充足率が低い。」ことについては、平成 27 年度に新たに人文社会科学研究科を設置して、2年間の平均定員充足率 1.06 倍を達成している。「就職支援については在学学生や卒業生の満足度が低い。」ことについては、入試・広報・キャリア支援センターを設置し、キャリア支援の経験を有する職員 5 人を配置して、すべての学生に対して個別に指導を行うことにした結果、学生の満足度が向上している。「施設が建築後 40 年以上を経過し老朽化しており、バリアフリー対策も十分とはいえない。」ことについては、平成 22 年度から進行している施設整備事業の中で、バリアフリーに配慮し、車いす利用者に対応したトイレ等も設置している。「学士課程において、単位の実質化への組織的な配慮が十分とはいえない。」ことについては、様々な取組にもかかわらず、いまだに十分な授業時間外学習が行われているとはいえない。「図書館について、学術雑誌（電子ジャーナルを含む。）及びデータベースが需要を十分に満たしていない。」ことについては、限られた予算の中で充実を図っている。

また、文部科学省から国際文理学部の設置認可を受けた際に付された、理系科目についての教育に関する留意事項については、基礎学力テスト及び補習授業を確実に実施し、対応している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教職員学生協議会を設けており、学生自治会の代表者と大学の代表者が協議を行うほか、学生寮委員会などの 6 つの委員会等へ学生を参加させており、学生からの要望を運営に反映させている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

教育憲章、学部及び大学院における教育の目的は、大学のウェブサイトに掲載している。さらに、学則、各学部規程、大学院規程、履修規程等の入学学生に関わる規則等は、全学生に入学時に配布している冊子である学生便覧若しくは大学院履修の手引きに掲載して、オリエンテーション等で周知を図っている。

教員への周知は、学部及び大学院教授会で適宜確認を行うとともに、学長が講師を務めるFDにおいて、大学の教育方針の中で適宜説明している。また、新任の教職員に対しては、採用時に実施する研修において、関連資料を配布して周知を図っている。

また、平成 25 年度に教職員の行動指針及び建学の精神等を記載したクレドカード（『U I (University Identity) マニュアル』）を作成し、教職員へ常時携行させている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針については、大学のウェブサイト上で公表しているほか、学部の一般選抜及び特別選抜等の募集要項及び大学院学生募集要項冊子内に記載して、入学志願者に周知を図っている。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についても、各学部・大学院のウェブサイト上で公表しているほか、オリエンテーション等で学生に周知を図るとともに、学位授与方針については、学修ポートフォリオの中で学生が確認及び自己評価を行えるようにしている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報公開は、総務班及び入試・広報・キャリア支援センターが中心となり情報整理を行い、公開が義務付けられた項目等は、大学ウェブサイトの「情報公開」のリンク先にある「教育情報の公表」のページにおいて、公表されている。

教員職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教員養成に関する情報は、大学ウェブサイトの「教育情報の公表」のページ中の「10. その他、教員養成の状況について」において、公表されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 25 年度に教職員の行動指針及び建学の精神等を記載したクレドカード（『U I (University Identity) マニュアル』）を作成し、教職員へ常時携行させている。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 福岡女子大学
- (2) 所在地 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1-1-1
- (3) 学部等の構成
 学部：国際文理学部
 研究科：人文社会科学研究科、人間環境科学研究科、文学研究科（博士後期課程）
 関連施設：教育・学習支援センター、地域連携センター、国際化推進センター、入試・広報・キャリア支援センター、学術情報センター、女性キャリア支援センター
- (4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）
 学生数：学部1,031人、大学院43人
 専任教員数：82人、助手数：8人

2 特徴

(1) 沿革

本学は、大正12年に、我が国初の公立の女子専門学校として開校された福岡県立女子専門学校(文科、家政科)を母体とし、昭和25年、第二次世界大戦後の学制改革により4年制の大学に昇格して福岡女子大学として開設された。当初は学芸学部(国文学科、英文学科、生活科学科)のみの一学部であったが、昭和29年に、文学部(国文学科、英文学科)と家政学部(家政学科-食物学専攻・被服学専攻-、家庭理学科)の二学部体制となった。

国際化・情報化の進む厳しい時代を生き抜くための「鋭い思考力」と「総合的な判断力」を身に付けた学生を養成すべく、さらに教育・研究の充実を図って、平成5年に、大学院文学研究科修士課程(国文学専攻、英文学専攻)が設置され、平成9年には、大学院文学研究科英文学専攻博士後期課程が設置された。

一方、家政学部は、平成7年に、21世紀の人類の主要課題が「環境」と「健康」であるとの認識のもとに、自然科学的観点から人間環境学の教育、研究を行うため、環境理学科、栄養健康科学科、生活環境学科の3学科からなる人間環境学部として発展的に改組された。さらに、平成12年には、大学院人間環境学研究科修士課程(環境理学専攻、栄養健康科学専攻、生活環境学専攻)を発足させた。その後、時代の変化に柔軟に対応できる豊かな知識と確かな判断力、しなやかな適応力を持ち、アジアや世界の視点に立って、国内はもとより、海外の国や地域において、より良い社会づくりに貢献することのでき

る女性の育成を基本理念として、平成23年に二学部体制から新たに一学部三学科体制の「国際文理学部」に改編(新設)した。また、大学院においても、新設の「国際文理学部」の教育を継承した専門教育を実施するために、平成27年に文学研究科から新たに人文社会科学研究科を設置し、人間環境学研究科は人間環境科学研究科として改編した。このように本学は、開学以来93年の歴史と伝統をもち、その間に時代の変化に対応した学部改編等を実施しながら、送り出した12,000名を超える卒業生は各方面で活躍し、広く社会に貢献している。

(2) 大学の理念と改革

本学の教育目的の特徴は、前身である福岡県立女子専門学校の初代校長 小林照明が学生に告げた建学の精神にうかがえる―「新時代の男女の機会均等へ第一歩を印する諸姉は、校舎の貧しさに心揺るがすことなく、内面的教養の充実に専心し、理想高くリファインされた淑女として、社会の先覚者として自覚を持って勉学されたい」。この精神は現在まで引き継がれ、学則第1条に、本学の目的は「広く知識を授け、専門の学芸を教授研究」とともに、「知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」であると述べられている。

本学は平成18年4月から公立大学法人に移行し、現在第2期中期計画(平成24~29年度)で、①教育、②研究、③社会貢献、④業務運営、⑤財務、⑥評価及び情報公開、の6項目を立て、計画を順調に実施してきている。この中で、特に①の教育では「グローバルな視点に立って国内外で幅広く活躍することができる女性を育成する。」という目標のもとで、(1)特色ある教育の展開、(2)教員の教育能力の向上、(3)意欲ある学生の確保、(4)学生支援の充実の項目を掲げ、社会の様々な分野において、重要な役割を担うことができるよう、コミュニケーション能力、判断力、実行力を身に付けた女性を育成することをめざしている。また、就学中に社会活動等を実践し、女性の「自立性とリーダーシップ」を育むための取組も予算(大学教育再生加速プログラム)を確保して、積極的に実施している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

福岡女子大学は、次代の女性リーダーを育成していくため、時代や社会の変化に対応できる豊かな知識と確かな判断力、しなやかな適応力を持ち、アジアや世界の視点に立って、国内はもとより、海外の国や地域において、より良い社会づくりに貢献することのできる人材を育成することを教育の理念としている。

この理念のもとに、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に基づいて、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与すること」を大学の目的に掲げ、さらに、大学院では、「学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力等を養い、文化の進展に寄与する」ことを目的としている。さらに、これらの理念および目的は、福岡女子大学教育憲章にも反映され、示されている。

【福岡女子大学の使命】

福岡女子大学は、その歴史と伝統を大きな資源とし、学生の自主性・自発性を喚起する教育を行い、職場、家庭、地域など社会の様々な分野において重要な役割を担うことができる優秀な女性を育成することを使命とする。

【福岡女子大学の目標】

平成18(2006)年に移行した公立大学法人の中期目標（第2期：平成24～29年度）には、大学の基本的な目標として次の6項目が掲げられている。

1 教育

「グローバルな視点に立って国内外で幅広く活躍することができる女性を育成する。」

(1) 特色ある教育の展開

福岡女子大学は、国際的な視野と外国語コミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、グローバル社会の課題に主体的に取り組み、文理にわたる幅広い知識を活用して課題解決に導く実践的な能力を養う教育を行う。

(2) 教員の教育能力の向上

教員の教育能力向上と教育活動の活性化を図るため、効果的なファカルティ・ディベロップメント（FD）等の組織的な取組を推進するとともに、授業評価システムを充実させ授業改善に活用する。

(3) 意欲ある学生の確保

明確な入学者受入れ方針のもと、志願者動向の分析等を踏まえた、より効果的・戦略的な広報活動を展開し大学の魅力を広く伝えるとともに、入試方法の継続的な点検・見直し、高大連携の推進などにより、大学が求める資質を持ち、学ぶ意欲の高い学生を選抜する。

(4) 学生支援の充実

学生の自主的・多面的な学習の支援、健康で充実した学生生活を送るための支援、自立した社会人・職業人となるための支援など、学生ニーズや社会状況を踏まえた学生支援体制の整備・充実を図る。

2 研究

「大学の特色ある教育や地域社会の発展に役立つ研究を推進する。」

国内外の大学や試験研究機関との共同研究、企業、行政機関等との連携を通じ、大学の特色ある教育や地域社会及びグローバル社会の発展に有用な研究を重点的に推進する。

研究成果については、積極的に公表し、社会に還元する。

3 社会貢献

「大学の特色を活かして、社会貢献活動を拡充する。」

大学の特色を活かして、女性のキャリアアップや再就職に資する教育プログラム等の実施や、地域との交流・連携を通じた地域振興に貢献する取組を積極的に実施する。

また、国際化を推進するための体制を強化し、アジアをはじめとする海外の大学等との交流を充実させる。

4 業務運営

「理事長のリーダーシップのもと、大学運営の改善を推進する。」

大学は、理事長のリーダーシップのもと、自律性を確保しつつ、社会のニーズに対応するため、柔軟かつ機動的に教育研究体制を整備し、大学運営の改善を推進する。

多様化する大学運営の課題に対応するため、専門性を備えた人材の確保・育成を図る。

5 財務

「経営者の視点に立って、法人の財政運営を行う。」

大学は、その運営が公的資金に支えられていることを踏まえ、経営者の視点に立って、不断の経営努力を行う。

収入については、教育研究活動等の活性化のため外部資金の獲得に積極的に取り組むなど、自己収入の増加に努める。

経費については、適正執行に努めるとともに、業務の効率化や人員配置の見直しを推進する。

6 評価及び情報公開

「評価を厳正に実施し、大学運営に反映する。また、大学情報を積極的に公開する。」

(1) 評価

教育・研究その他大学運営全般についての自己点検・評価を厳正に実施するとともに、福岡県公立大学法人評価委員会の評価及び認証評価機関の評価を、大学運営の改善に速やかに反映させる。

(2) 情報公開

学生や保護者等に対し適切かつ迅速に情報を提供するとともに、社会のニーズに適応した大学情報を積極的に公開し大学の存在感を高める。

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますので
ご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/
daigaku/no6_1_1_jiko_fwu_d201703.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201703/daigaku/no6_1_1_jiko_fwu_d201703.pdf)